

様

ショートステイ リアス倶楽部（短期入所生活介護）

利用契約書

社会福祉法人 山栄会 ショートステイ リアス倶楽部

電話 0194-34-2201 担当者

_____様（以下「契約者という。」と社会福祉法人山栄会（以下「事業者」と言う。）は、契約者がショートステイリアス倶楽部において、事業者から提供される短期入所生活介護サービス（重要事項説明書に明記する内容）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受け、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とし、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共有施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供する。
- 2 事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用時間、費用等の事項は、別紙「居宅サービス計画書・サービス利用票・サービス提供票」に定めるとおりとする。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了までとする。ただし、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約満了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画により、それに沿って契約者の短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合には、居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとする。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとする。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、若しくは契約者及びその家族等の要請に応じて短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果短期入所生活介護計画を変更の必要があると認めた場合には、契約者及びその家族等と協議して短期入所生活介護計画を変更するものとする。
- 5 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとする。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付サービスとして、事業所において、契約者に対して、食事、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の援助及び機能訓練、送迎等を提供するものとする。

第5条（介護保険給付対象外サービス）

- 1 事業者は、契約者の合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとする。
- 2 前項の他、事業者は、契約者との合意に基づき以下のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとする。

食費（1食あたり） 朝食400円 昼食595円（おやつ含む） 夕食450円
居住費（1日あたり） 2,006円
介護費（1日あたり） 介護度による。
送迎費 初乗り運賃300円とし、それ以降は1キロを増す毎に100円追加とする。
他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）
- 3 第2項及び第3項のサービスについては、その利用料金は契約者が負担するものとする。
- 4 事業者は、第1項から第3項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかり易く説明しなければならない。

第6条（契約期間と利用期間）

本契約で言う「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいう。

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において契約者に代わって市町村から支払いを受ける。
- 2 契約者は、介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割、2割又は3割）を事業者に支払うものとする。

ただし、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、介護認定が確定した時点で請求書を発行する。
- 3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとする。
- 4 前項の他、契約者は利用期間中の事業者が提供したもの以外の食事代と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとする。
- 5 契約者は、第4項に定めるサービス利用料金をサービス終了前に支払うものとする。

第8条（利用中止・変更・追加）

- 1 契約者は、第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は、もしくは新たなサービスの利用を追加する事が出来るものとする。この場合には、契約者はサービスの開始日の3日前までに事業者に申し出るものとする。
- 2 契約者が、利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合がある。ただし、契約者の体調不良等、正当な事由がある場合にはこの限りではない。

- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとする。
- 4 契約者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができる。
- 5 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対し負担しているときは、利用終了日に精算するものとする。
- 6 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業所は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとする。

第9条（利用料金の変更）

- 1 第7条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は、当該サービス利用料金を変更することができるものとする。
- 2 第7条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、契約者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明した上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができる。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができる。

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービス提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとする。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、事業所の嘱託医又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとする。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 4 事業所は、契約者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとする。
- 5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行う等の必要な処置を講ずるものとする。

第11条（守秘義務）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供するうえで、知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しない。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとする。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとする。

第12条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、居室及び共同施設、敷地を、その本来の用途に従って、利用するものとする。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。ただし、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとする。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は教養施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

第13条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービス実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払を請求することができないものとする。

第14条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとする。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所が閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は解除された場合
 - 六 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

第15条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中に、本契約を解約することができる。この場合には、契約者は契約の終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとする。

- 2 契約者は以下の事項に該当する場合には本契約を即時に解約することができる。
 - 一 第9条第3項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合
 - 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更した場合

第16条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解約することができるものとする。

- 1 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従業者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
- 4 他の利用者が契約者の身体、財物・信用等を傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

第17条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解約することが出来る。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、これを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者による、第7条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払が3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも拘わらずこれが支払われない場合
- 3 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等への暴言や暴力・生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第18条（精算）

第14条第二号から第四号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項（現状回復の義務）その他の条項の基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとする。

第19条（その他）

事業者は、その提供サービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとする。

第20条（協議事項）

問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令に定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとする。

第21条（身元引受人及び連帯保証人）

- 1 身元引受人及び連帯保証人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な債務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負う。
- 2 前項の負担は、極度額 350 万円を限度とします。
- 3 身元引受人及び連帯保証人から希望がある場合、施設は身元引受人及び連帯保証人に対し利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- 4 身元引受人及び連帯保証人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負う。
 - 一 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること
 - 二 本契約が終了した場合に事業者と協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること
 - 三 契約者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに、遺体及び残置品（居室内に残置する日用品や身の回り品）の引取りなど必要な処理を行うこと
- 5 事業者は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとする。
- 6 契約者は、社会通念上、身元引受人及び連帯保証人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができる。
- 7 事業者は、契約者に身元引受人及び連帯保証人などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置品を処分できるものとする。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引くことができるものとする。
- 8 契約者は、身元引受人及び連帯保証人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人及び連帯保証人を立てることとする。
- 9 事業者は、身元引受人及び連帯保証人から希望がある場合、または利用料金の変更、施設サービス計画変更等があったとき、これを通知することとする。

附 則

第 5 条（介護保険給付対象外サービス）2 食費について変更しこの規定は、平成 25 年 1 月 1 日より適用する。

附 則

第 5 条（介護保険給付対象外サービス）2 送迎に係る費用について追加し平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

第 5 条（介護保険給付対象外サービス）2 介護費に係る費用について削除し平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

第 7 条（サービス利用料の支払い）2 負担割合について追加し平成 27 年 8 月 1 日より適用する。

附 則

第 7 条（サービス利用料の支払い）2 負担割合について追加し平成 30 年 8 月 1 日より適用する。

附 則

第 5 条（介護保険給付対象外サービス）2 食費、居住費について変更し令和元年 10 月 1 日より適用する。

附 則

第 21 条（身元引受人及び連帯保証人）について追加し、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

第 5 条（介護保険給付対象外サービス）2 食費について変更しこの規定は、令和 3 年 8 月 1 日より適用する。

(説明し契約した日時及び場所 令和 年 月 日 時)

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者、身元引受人が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

事業所住所	下閉伊郡田野畑村奥地13番地
事業所名	社会福祉法人山栄会 ショートステイリアス倶楽部
代表者名	理事長 山崎 俊比古
説明者名	生活相談員 夕向 一

令和 年 月 日
契約者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (契約者との続柄: _____)

身元引受人及び連帯保証人

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (契約者との続柄: _____)

電話番号 _____

連帯保証人 (身元引受人と連帯保証人が異なる時のみ記入ください。)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (契約者との続柄: _____)

電話番号 _____